

G 7 包摂と障害

G 7 各国において誰もが市民的、社会的、経済的、文化的及び政治的活動に 完全かつ効果的に参加し包摂される権利

ソルファニャーノ憲章

序文

我々障害者と包摂に関する事項を担当する大臣は、イタリア障害者担当大臣アレッサン
ドラ・ロカテッリの議長下、2024年10月15日から16日までソルファニャーノで会合を
開催し、全ての個人が、社会的、文化的、教育的、経済的、市民的及び政治的活動という
あらゆる側面において、完全かつ効果的で有意義な参加と包摂についての平等な権利を享
受することを確保するという、我々の揺るぎないコミットメントを再確認した。障害者の
人権の実現は、我々の最優先事項である。

我々の会合は、2024年6月13日から15日までイタリアのボルゴ・エニャツィアで開催
されたG 7首脳会議に基づいており、同会議はソルファニャーノ憲章を立ち上げるよう
我々に指示した。我々はそこで、全ての政治的アジェンダにわたって障害者の権利を更
に取り込み、普遍的なアクセスとアクセシビリティを確保し、自立した生活を促進し、包摂
的な教育、適切な雇用及び適切な労働環境を支援し、コミュニティに根ざした支援の利用
可能性と適応可能性を確保し、利用しやすく包摂的な新技術の利用を促進するために具体
的な行動をとることにコミットした。また我々は、緊急事態予防や災害リスク管理に加え、
スポーツ、文化的及びレクリエーションの活動における障害者の包摂を促進することにも
コミットする。

我々は、既存の国際的な法的基準、特に障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）
に基づき、障害者の人権と基本的自由の保護、促進、監視、実施に関する共通の信念を改
めて表明する。これには、障害者コミュニティが意思決定過程に積極的かつ有意義に関与
し、誰もが我々の各国の市民的、社会的、経済的、文化的及び政治的活動に完全かつ効果

的に参加する権利を確保するため、政策立案における文化の転換を提唱する「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という基本原則が含まれる。

我々のコミットメントは、見方の根本的な転換を達成し、維持することに向けられている。こうした転換によって、社会に起因する障壁を取り除くことを目指すとともに、自律と自立を最大化して才能と技能を向上させるため、障害者を包摂政策の中心に据え、その結果全ての個人が自らの願望や欲求を満たすことができるように力を与えられ支援を受けることになる。

我々が障害者の包摂に対する様々な障壁に取り組むことで、障害者の多様性や障害者が直面し得る様々な差別あるいは深刻な形態の差別に気づくこともまた重要である。

我々は、社会の変化を促進し、障害者の平等な権利を確保するために、普遍的かつ地域的な使命感を持って、二国間や多国間レベルで、国際機関と緊密に協力し、我々のG 7関連の取組を含め我々の国際的なアジェンダに包摂と障害者の権利の問題を取り入れることの重要性を認識している。我々は、各国の状況にふさわしい形で、障害者、障害者団体、公的機関、市民社会組織、民間セクター、コミュニティ及び市民を積極的に巻き込む包摂的かつ協力的なアプローチを通じて、社会全体の動員を促進することにコミットする。我々は、ソルファニャーノ憲章を通じて効果的な変化を後押しするために、障害者の権利と尊厳の尊重に基づき、障害者に対する全ての市民の前向きな視点を促進することを目指す。

我々は、我々の政策やプログラムの実効性を高め、我々のコミュニティにおける社会的、政治的、文化的な変化を加速させるために、障害者、障害者の家族や介護者、障害者団体や意思決定プロセスにおいて障害者を代表する団体と、積極的に関与し、緊密に協議し、耳を傾け、その提言に基づいて行動することの重要性を強調する。

ソルファニャーノでの我々の閣僚会合においては、障害者の権利と包摂に関する現代の目下の課題に対処するためにG 7メンバーの担当大臣が初めて一堂に会し、全ての障害者の市民的、社会的、経済的、文化的及び政治的活動への完全かつ効果的な参加と包摂を確保するための取組に当たって、我々は以下の事項を優先事項とすることを確認した。

1. 全ての国の政治的アジェンダにおける優先課題としての包摂
2. アクセスとアクセシビリティ
3. 自律的で自立した生活
4. 才能の向上と労働の包摂
5. 新技術の推進
6. スポーツと生活の中のレクリエーション的・文化的側面
7. 生活の尊厳とコミュニティに根ざした適切なサービス
8. 気候危機、武力紛争、人道危機を含む緊急事態準備及び緊急事態後の対処状況における予防及び管理

我々は、2024年10月15日に本会合の一環として開催されたパネルディスカッションを歓迎する。これは、障害者の包摂のために活動する機関、障害者団体、市民社会組織、団体及び学術界の専門家との実りある議論を促進することを目的とするものであった。

我々は、国際障害同盟(IDA)及び欧州障害フォーラム(EDF)とそのメンバーが、本担当大臣会合に効果的に貢献したことを歓迎する。

我々は、共有された責任の精神に基づき、ケニア、南アフリカ、チュニジア及びベトナムの大臣の参加も温かく歓迎する。

優先事項 1. 全ての国の政治的アジェンダにおける優先課題としての包摂

障害者の社会的包摂とは、他の者との平等を基礎として、我々の国々での市民的、社会的、経済的、文化的及び政治的活動を含むあらゆる生活の側面における完全かつ効果的な参加の権利を行使すること、並びに、自律、訓練や衡平な質の高い教育及び生涯学習の機会、労働及び質の高い雇用、移動、商品及びサービスとインフラへのアクセス、スポーツ、文化的・レクリエーション的で情緒的かつ関わり合いのある活動という側面に関する各個人の政治・立法・行政上の意思決定プロセスに積極的に関与することを意味する。この観点から、我々は、障害者、特に女性、女兒、子供の障害者が複合的な差別を受けているこ

とを認識し、差別を撤廃し、全ての人に平等な機会を提供するために必要なあらゆる措置を講じることとする。障害者の人権と社会的包摂の文化を促進するためには、障害者権利条約の原則、権利及び義務に従い、障害の様々な種類や程度を考慮しつつ、コミュニティ全体において、一人ひとりの自律、自立、才能、技能及びエンパワーメントを発展させることを視野に入れ、政策や関与の中心に個人を置くことが必要である。

効果的な包摂を達成するためには、全ての利害関係者が参加する、包括的かつ協力的なアプローチが必要である。全ての利害関係者とは、障害者、これを代表する障害当事者団体、市民社会組織、第三セクター組織に加え、特にあらゆるレベルの政府、コミュニティ、産業界、民間セクター、学术界、社会を指す。

我々は、包摂というトピック及びG 7のメンバーの行動の範囲における障害者の権利の尊重を促進するとともに、関連する今後のG 7での議論において「包摂と障害」というトピックを取り込むことを検討することにより、G 7を含む国際的なレベルでもこのアプローチを進めていく意図を有する。我々は、障害者の生活と願望の全ての側面において支援を続けるために、包摂と障害の施策が、障害者権利条約の原則、目的及び精神に基づき、国際的かつ国内的な次元でも明確に定義された関与戦略と基準に依拠すべきであるという信念の下、G 20や全ての主要な関連国際会議で本テーマの議論を促進することにコミットする。

我々は、差別と闘い、障害者を他の者との平等を基礎としてコミュニティ全体のメンバーとして擁護することを目的として、社会全体、民間セクター及び市民社会を対象に、障害者の権利と包摂に関する情報提供及び啓発キャンペーンを実施することの重要性を認識する。

我々は、初のG 7包摂と障害に関する担当大臣会合の準備段階でなされていたように、国際障害同盟（IDA）や欧州障害フォーラム（EDF）の代表者といった障害者及び障害者団体それぞれを含む形で、G 7各国やEUの代表者間の恒久的かつ継続的な協力と意見交換

を確保することによって、障害者の包摂に関する進捗を監視するための行動を起こすことにコミットする。

優先順位 2. アクセスとアクセシビリティ

アクセシビリティは、ユニバーサルデザインのアプローチに従い、合理的配慮とともに、障害者が、日常生活のあらゆる側面へ平等にアクセスすることを確保するために、障壁を防ぎ、取り除くことを必要とする。こうした側面には、物理的及びデジタル環境を含み、公的空間、施設及びサービス環境、住居、交通手段、ウェブサイト、アプリ、ソフトウェア、人工知能等の新技術といった情報通信などが含まれる。

我々は、日常生活のあらゆる側面においてアクセシビリティ政策と合理的配慮を推進し整合させることにコミットし、これには、民間セクターによって提供される物品やサービスへのアクセスだけでなく、地方、都市、国内及び国際レベルでの移動、雇用、住宅、あらゆるレベルの教育、医療制度、特に交通や情報通信技術の利用可能性に留意した形での公共施設・サービスへのアクセスが含まれる。我々はまた、公共・民間セクターの双方において、物理的及びデジタルな空間を、誰にとっても利用しやすくすることの重要性を認識する。これには、学校、住宅、医療施設、職場に関するものを含め、通信、ウェブサイトや携帯端末サービスだけでなく、建物、道路、交通といった屋内外の施設やサービスが含まれる。そして、我々がそうすることで、障害者は社会の利益に貢献することができる。

アクセシビリティは、自律的にかつ自立して生きる権利の享受を確保するための重要な要素であり、障害者が我々の社会で、他の者との平等を基礎とした、有意義で、効果的、生産的、包摂的かつ妨げのない参加のための前提条件である。また、アクセシビリティは、より広くコミュニティの回復力を促進するだけでなく、極端な気象現象の際に、必要不可欠なインフラと情報、最重要のサービス及び支援へのアクセスを向上させることにより、気候変動が障害者にもたらす脅威を軽減することにも役立つ。

我々のコミュニティをより強靱で持続可能かつ包摂的なものにするために、我々は、アクセシビリティへの要求を全ての関連する政策枠組みに組み込むことに向けて努力することにコミットし、アクセシビリティが後回しに扱われるのではなく、むしろ横断的に計画と開発の基本的な要素として扱うことを確保する。我々は、製品やサービス・インフラの設計、開発及び製造の初期段階からアクセシビリティを推進することにコミットし、障害者関係者がプロセスの最初から関与できるようにしていく。我々は、障害者のためのアクセシビリティ要件を通じて、我々の国家間の移動を円滑化するための行動を奨励する。

また我々は、地方、国内及び国際的なレベルにおいて、利用しやすく包摂的な観光の供給と利用を増大させるために、官と民及び営利・非営利の主体の行動を奨励する。我々は、全ての障害者が文化財にアクセスできるように、文化財が包摂的により幅広く享受されるよう発展を促すことが特に重要であると認識する。

アクセシビリティに関する規制枠組みの実施を促進するため、我々は、アクセシビリティのベストプラクティスの認知度向上、特定の技術的専門知識の普及、アクセシビリティへのアプローチの更なる発展に必要な監視・評価ツールの開発促進のために、その代表する団体を通して障害者との協力を強化することにコミットする。

優先事項 3. 自律的で自立した生活

自身の希望と技能に応じて、他の者との平等を基礎としてコミュニティの中で自律的で自立した生活を送ることができるということは、人間中心のアプローチに従い、ニーズの複雑性と個人の嗜好に応じた社会保障と支援サービスが、障害者に保証されているということの意味する。これには、職場での合理的配慮を通じたものを含め、利用しやすい住居や雇用の利用可能性の確保を含む。

我々は、障害者が、他の者との平等を基礎として、社会に完全かつ効果的に参加することへの欲求や希望に沿って形成された彼らのパーソナル・ライフ・プロジェクト、すなわ

ち個人の人生の道のりを実現させるために、権利を享受し、包摂を円滑にし、才能や創造性を向上させることを可能とするためのサービスと支援へのアクセスを確保する。特に、健康、介護及び社会的関与の強力な統合の必要性を認識しており、煩雑な行政手続を削減し、支援やサービスのより簡単なアクセスを確保するため、行政手続をより簡素化するよう努力する。

我々は、障壁の完全かつ効果的な除去、新たな妨げの防止、製品、サービス及びインフラに他の者との平等を基礎としてアクセスするためのアクセシビリティ施策と合理的配慮の採用と実施を確保する包摂的な社会の推進にコミットする。これらは、障害者がどのように、どこで、誰と生活するかを選択でき、コミュニティでの生活への完全かつ効果的な参加を制限又は妨げるものや障壁を克服することを確保することを助ける措置である。

我々は、障害者の支援を奨励する重要な要素として、支援的な技術に加え新しい利用しやすい技術ツールの開発と、特定の技能を持つ新しい専門職の育成にコミットする。

我々は、完全に利用しやすい形式と適切なアクセシビリティ・ソリューションの推進、入手及び提供を通して、全ての人が情報にアクセスする権利を確保することの、障害者にとっての重要性を認識する。

我々は、自立生活プロジェクトの実施のための専門家として、障害者の完全かつ効果的な包摂とウェルビーイングを促進する障害者団体や市民社会組織を支援するだけでなく、地域やコミュニティにおける様々な利害関係者やサービス間の知識や協力のネットワークを構築及び／又は発展させることを目的とした具体的な取組の推進及び／又は実施を約束する。我々は、コミュニティの一般向けのサービスや施設が、障害者にも平等に利用でき、障害者のニーズに対応することを確保するために努力する。

優先事項 4. 才能の向上と労働の包摂

労働の包摂は、自立して生活し、経済的自立だけでなく社会的福祉や生活の質に関してパーソナル・ライフ・プロジェクトを完全に実現するための目標に対して、前向きに貢献している。障害者にとって、労働市場への参加と包摂は、人権である。労働は、障害者のエンパワーメントと自己決定を強化し、障害者の才能と自律を促進する効果的な手段である。我々は、官と民及び営利・非営利の組織が障害者に職場で成功するためのツールと資源を提供するという役割を持ち、職場内や生産現場、社会で彼らを支援することを認識する。

我々は、労働の包摂とは、障害者の才能を認め、育み、評価する包摂的で開かれた労働市場における適切な雇用のことであると強調する。そのためには、全ての利害関係者を巻き込んだ包括的な戦略を通じて、その障壁に対処しながら、現存する障壁の把握と解消や合理的配慮の提供への継続的な取組が必要である。

我々は、積極的な労働市場政策の枠組みの中で、知的又は心理社会的な障害のある者を含む障害者の好みや希望を考慮し、尊重し、保証することにコミットする。ほとんどの国において、障害のある女性や他の不利な状況に置かれた集団は労働市場において特に厳しい不利な立場に直面しているため、我々は、公平な賃金、職業上の安全性と健康、社会保障へのアクセス、そして昇進の機会を含む、適切な雇用と労働の権利の完全な享受を促進する政策に取り組む。

我々はまた、障害者の包摂的な雇用のために、組織モデルやビジネスモデルの推進にコミットする。我々は、第三セクター組織、特に障害者主導のビジネスや第三セクター組織の専門知識や経験や、特に社会経済の枠組みの中での、障害者のための包摂的な雇用の実践における彼らの役割を認識する。我々は、障害者を中心に据え、それぞれの才能や技能を育成することを目的としたこれらの組織モデルを支援することとする。我々は、職場にも存在する合理的配慮の提供や障害者雇用のための新しい利用可能で支援的な技術の活用を通して差別を解消する手段を講じることとする。労働市場への自由なアクセスを支援するためには、初等教育から高等教育まで、障害のある子供が平等に教育を利用できる権利

を確保する政策を促進する必要がある。また、職業訓練プログラムにおいても、潜在的な雇用や求人全ての分野に障害者を含めるべきである。

包摂的で質の高い教育と生涯学習の機会は、将来の技能開発と雇用の基礎であり前提条件である。職場環境を包摂的で障害者の潜在能力を發揮し、その才能と能力を高めるものにするために、有用な良い経験や革新的なアプローチや技能を普及させることを目的に、障害者団体と、障害者の権利を代表する団体、公共部門、社会的経済主体、営利企業間の運営上の相乗効果を発展させることの重要性を共有し、強調する。

優先課題 5. 新技術の推進

新技術は、それが利用しやすい場合には、万人にとって包摂的な成長、持続可能な開発及び幸福を促進するための重要なツールであり、特にアクセスを向上させ、障害者のスポーツ、レクリエーションの活動及び健康だけでなく、政治的、社会的及び経済的活動のあらゆる側面への参加を促進するものである。

生成AIを含む、安全・安心で利用しやすく、包摂的で信頼できる人工知能に基づく新技術は、労働生産性を高め、職場の労働条件と労働安全衛生を改善し、労働者の能力向上、障害者に質の高い雇用機会を創出することができる。これらの技術やAIシステムは、利用しやすく、かつ障害のある労働者を含む障害者が設計、開発及び製造、配備及び保守の各段階に関与していれば、包摂にとって肯定的で決定的な要因となり得る。我々は、AIを含む新しい技術が提供する機会を十分に活用するために、現状の不平等の永続化や増幅、プライバシーや個人情報保護の権利に対するリスクといった、潜在的なリスクと技術的發展との調和を図り続ける必要がある。

我々は、安心・安全で信頼できるシステムが倫理的かつ責任ある、差別のない方法で開発され、利用され、倫理的な問題に関心を持つ人々だけでなく、技術やイノベーションの業界における企業、障害者を代表する団体、市民社会、学術関係者の間の対話を促進する

とともに、デジタルの専門家がアクセシビリティについて意識し訓練を受けるよう求めることにコミットする。

我々は、産業界のイノベーションが、例えば、健康、移動、情報、教育、仕事、コミュニケーション及び自律などのあらゆる生活の側面と次元において、障害者の自立と自律が最大化されるよう、能力向上やリハビリに資する支援システム、支援技術やツールを開発し、それらが障害者にとって理解しやすく使いやすいものとなるよう奨励する。

我々は、障害者が他の者との平等を基礎として、包摂的な情報やコミュニケーションツールにアクセスしやすく、異なる利用しやすいデジタルシステムや支援技術の相互運用性が最大限に確保されるよう、我々の国々の政策を方向付けるようコミットする。

我々は、費用面に加え、入手、所持、利用、アクセシビリティの可能性や必要なデジタル技能の面でも、障害者が技術的ツールに容易にアクセスできることを確保するニーズがあることについて認識する。

我々は、発展途上国や新興国など、従来は技術開発プロセスに組み込まれなかったコミュニティを含め、国内外にこれらの技術を可能な限り広く普及させるため、新技術に関する知識とそのアクセシビリティを促進することにコミットする。

優先事項 6. スポーツと生活の中のレクリエーション的・文化的側面

スポーツや、より一般的に、レクリエーションの活動、余暇活動及び文化的活動への参加は、個人的で友情に基づく関係を発展させ、積極的な社交性の中で個人的な関心を育み、自らの可能性を認識し、そして各人の才能を伸ばせる状況の中で実感する機会を提供することで、障害者が他の者との平等を基礎として人生の全ての道なりにわたり、身体的・心理的な健全性と自尊心を高めることに具体的に貢献するものである。我々は、スポーツやレクリエーションが社会的結束を強め、偏見をなくし、疎外感を軽減することを認識する。

障害者は、他の者との平等を基礎としてスポーツや芸術分野、文化的・創造的な職業における利用しやすい解決策を使用することによっても、自らの好みに従い、その他の余暇活動と同様に趣味を追求し、自ら打ち込むスポーツや文化的・創造的な活動を選択する権利を有する。

我々は、リハビリテーション及び競技の両面において、全てのレベルでスポーツや身体活動を促進することにコミットし、学校を始め、未だ平等な参加について制限のあるインフラや経済的、文化的な障壁を克服することによって、障害者が日常的な実践として主流のスポーツ活動にできる限り幅広く参加できるよう奨励し促進するようにも努める。2024年パリ・パラリンピック競技大会に続き、我々はパラスポーツの知名度を高め、そうしてスポーツが障害者の生活とそれに関わる技能において果たす重要な役割を認識することにコミットする。

我々は、特に障害のある子供のために、包摂的で利用しやすいスポーツを支援し、参加を可能な限り普及・強化し、人権や包摂的な考え方や前向きな姿勢を促進し、我々の社会において障害を新しい見方で捉えることを推進することにコミットする。

優先事項 7. 生活の尊厳とコミュニティに根ざした適切なサービス

障害者の尊厳と個人の自律を保証することは、障害者が日常生活において直面し克服しなければならない障壁を取り除くこと、障害者の能力と貢献に対する認識を促進すること、そして障害者が他の者との平等を基礎とした社会への参加と貢献を妨げている文化的抵抗、固定観念、偏見を打破することを意味する。また、障害者、特に障害のある子供、女兒、女性及び高齢者に影響を及ぼすあらゆる形態の暴力から障害者を保護し、こうした暴力を撤廃し、予防することも意味する。

健康とウェルビーイングとは、単に病気や暴力がないことを指すのではなく、自分自身の願望、好み、可能性、目標に沿って、充実した参加型の社会的活動や関わり合いの活動によって生まれるものである。

我々は、障害者権利条約の目的に沿った形で障害者を表現するようメディアに促す意思を再確認し、障害者が尊厳をもって生活し、人権の完全な享受を妨げる障壁や偏見を取り除く共同責任を負うことを推進するため、障害者の権利、才能、技能についての啓発を行うことにコミットする。

我々は、医療、福祉、支援サービスを始めとするがそれに限らないコミュニティに根ざしたサービスを、ユニバーサルデザインのアプローチ、障壁の除去、合理的配慮の提供を通じて利用しやすくすることにコミットする。これにより、ユーザーのニーズに対して多様性、柔軟性、適応性が保証されると同時に、経済的な持続可能性も確保される。包摂的な環境を育むことで、我々は個人に力を与え、生活の質を高めることを目指す。

医療サービスは、他の者と平等を基礎として、障害者が十分な情報を得た上でケアや支援を選択できるよう、利用しやすい情報を得る権利とともに、障害者にとって利用しやすいケアの方法が保証される。さらに、サービスは、適切なケアを確保し偏見や差別を避けるために、障害者への差別や偏見に対抗することも含めた平等性と啓発の特別な訓練を受けた人員を提供していくこととする。このため、我々は、特に医療および社会支援従事者向けの専用情報ツール、運用プロトコル、訓練方法を通じて、希少疾患に関係する障害に対するものも含む障害者向けの包摂的で専門的な医療及び社会福祉と支援モデルとサービス人員の普及を支持する。

我々は、尊厳、自律、自己決定が相互に関連し相互に強化し合うことを認識している。我々は、障害者が自分たちの生活や受けるサービスについて、必要なときに必要な支援を受けながら、自ら決定する権限を持てるように支援することにコミットする。

優先課題 8. 気候危機、武力紛争、人道的危機を含む緊急事態準備及び緊急事態後の 対処状況における予防及び管理

障害者の権利に関する包摂的かつ完全な参加アプローチの主流化には、自然災害、気候変動、衛生上の緊急事態に起因する災害リスクや緊急事態、又は武力紛争、人道危機に関連する非日常的かつ不測の事態など、日常生活のあらゆる側面が含まれる。

極端な気象現象において障害者の死亡率が高いことを含め、障害者が直面するより大きな気候リスクを考慮に入れると、障害者が気候変動の衝撃に対する強靱性をつけるために、我々は政府のあらゆる階層の政策決定者が、障害者のニーズと様々な不利益を考慮に入れる必要があると認識する。

我々は、緊急事態の予防、準備、応急対策、復旧作業の設計と実施のあらゆる段階において、障害者とその権利やニーズに対する配慮を確保することの本質的な重要性を認識する。

我々は、国家的な緊急事態に対処するための計画や人道支援活動方針・プロジェクトにおいて、障害者の直面する様々なリスクが体系的かつ適切に考慮されるとともに、包摂的かつ障害者に特化した救助策を通じて緊急事態の間に救援がなされることが確実に検討されるよう努力することにコミットする。我々は、災害リスク管理および人道的支援における取組を、人道的状況において取り残されるリスクが最も高い障害者からのアクセスの要求と権利を効果的に特定し対応することを目指す「機関間常設委員会（IASC）ガイドライン」に基づいて行うよう努める。この観点から、我々は包摂的で利用しやすい早期警報システムの必要性を強調する。

我々は、障害者、障害者を代表する団体及び第三セクターの団体を有意義に関与させ、責任ある主体がリスク管理ソリューションを設計し、障害者の適切な保護と安全を確保する準備対応および救援措置を実施する能力を強化することの重要性も認識する。我々は、障害者とそのコミュニティの自発的な準備と強靱性を支援する取組を推進し、実施することとする。

我々は、関連法令に従ってデータの安全性とプライバシーを維持しながら、リスク評価の局面や、緊急事態や緊急事態後の段階において特別な安全支援や統合的な合理的配慮の支援を必要とする者の早期の特定を支援するため、障害者と彼らが直面する障壁に関するデータと情報の収集と管理を改善することにコミットする。

我々は、災害の前後においてより包摂的で、利用しやすく、持続可能で強靱なインフラを建設し、障害者のニーズと視点を考慮することにコミットする。障害者全体の 50%以上が市街地に住んでおり、市街地は危機や紛争、災害によって不均衡に影響を受けるものである。我々は障害者を含む全ての人にとってより良いものを（再び）築くことの重要性を強調する。この点において、我々は 2025 年にベルリンで行われるグローバル障害サミットで立ち上げられる予定の包摂的な街づくりのためのイニシアチブを歓迎する。

結語

我々は、障害者権利条約に即し、リーダーシップと野心を掲げ、その完全な実施に向けて、自国の市民的、社会的、政治的、経済的及び文化的活動へのあらゆる人の完全かつ効果的な参加の権利の認識を支持する意図を有する障害者を代表する全ての国際機関パートナーや団体、第三セクター組織、地域コミュニティ及び民間セクターと協力していく我々のコミットメントを強く再確認する。

我々は、「ソルファニャーノ憲章」の優先事項を具体的な行動に移し、G 7 で実現する決意である。

我々は世界中で障害者の権利を前進させるために国際協力の重要性を強調する。障害の包摂は持続可能な開発への必須の成功要因であり、我々は誰一人取り残さないために行動を強化する決意である。したがって、我々は 2025 年 4 月 2 日—3 日にベルリンで行われるグローバル障害サミットへのコミットメントを支援する。

我々は、本日議論された優先事項が、障害者の日常生活に関する全ての事項を網羅しているわけではないと確信しており、次回以降のG7議長国の下で開催される会合において議論を継続することにコミットする。

これまでのG7のコミットメントを想起しつつ、我々は各議長国のリーダーシップの下において、G7メンバーでの包摂と障害についての議論を引き続き推進する。